

中国“走出去”戦略推進に向けての管理・奨励政策

片 岡 幸 雄

(広島経済大学)

目 次

- 一 中国“走出去”戦略構想
 - (1) “走出去”戦略の確立
 - (2) 経済学界における関連認識
 - (3) 「国民経済・社会発展計画」に盛り込まれた“走出去”戦略
 - (4) “走出去”戦略の全体的国家総合安全戦略における位置－複合・重層的意味
- 二 “走出去”戦略推進のための管理・奨励政策の大枠
- 三 対外投資企業案件と対外投資外貨管理制度
 - (1) 対外投資企業案件管理制度
 - (2) 対外投資外貨管理制度
- 四 対外投資奨励政策
 - (1) 対外投資税制優遇
 - (2) 金融支援
 - (3) “走出去”促進・指導情報提供
- 五 統一的対外投資産業政策の枠組
- 六 対外工事請負, 対外労務合作の管理と奨励策
- 七 結びにかえて

ま え が き

筆者は先に、「中国“走出去”戦略のもつ意味⁽¹⁾」なる論稿において、国家戦略としての中国“走出去”戦略の含意について若干の考察を行った。“走出去”の英訳としては“going abroad”, “going global”が用いられているが、日本語としては対外経済進出活動とでもいえようか。しかし、それは国家戦略として打ち出されているから、単に中国企業の国際化、あるいは多国籍化という次元の企業戦略行動の範囲内でとらえるだけでは不十分で、今少し深層に踏み込んで検討してみる必要があると考え、その全体的枠組と重層的構造について整理を試みたのである。このようなことから、前稿ではその戦略の遂行のための整備と実態の進行状況については、立ち入って整理することができなかった。本稿では、中国のこの戦略遂行に向けての管理・奨励政策の諸側面について、いささかの整理作業を試みてみたい。

現時点での関連する全般的概況を一瞥すると、2005年末までの中国企業の非金融部門の対外直接投資累計投資残高は約572億ドル、対外請負工事、対外労務合作と対外設計コンサルタント業務を含め

(1) 拙稿「中国“走出去”戦略のもつ意味」、『広島経済大学創立40周年記念論文集』所収、2007年。

て一括対外経済合作と呼ばれるものの累計契約金額は2,286億ドル（完成営業額1,728億ドル）、各々1,859億ドル（同上1,358億ドル）、404億ドル（同上356億ドル）、23億ドル（同上14億ドル）、累計契約件数は45万5,513件、このうち対外請負工事5万3,074件、対外労務合作39万8,119件、対外設計コンサルタント業務4,320件となっている⁽²⁾。

2006年12月12日号の日本国際貿易促進協会発行の『国際貿易』紙の報ずるところによると、この時点で海外にある中国企業⁽³⁾は1万社を超え、非金融業の資産総額は2,000億ドル以上に達した。年間売上高は1,500億ドル、所在国への納税額は35億ドルに達するとされる⁽⁴⁾。2006年の『中国国際収支報告』によると、2006年の中国の対外直接投資額は185億ドル、撤収・清算などの金額7億ドル、純流出額は178億ドルであったと報告されている⁽⁵⁾。2006年の非金融部門の対外直接投資額は161億ドル、累計額では733億ドルに達する⁽⁶⁾。『国際商報』紙によると、2006年末における中国の対外直接投資累計投資残高の世界の対外直接投資累計投資残高に占める比率は0.55%、中国の対外請負工事实施累計金額の世界対外請負工事实施累計金額に占める比率は2.1%、中国の対外労務合作累計金額の世界の労務合作累計金額に占める比率は1.5%で、中国の対外経済進出は初級段階にあると総括している⁽⁷⁾。

一 中国“走出去”戦略構想

(1) “走出去”戦略の確立

中国の“走出去”戦略構想は、①中国がかなりのスピードでもって安定的に経済発展を行っていくことを目指すための要求、②経済のグローバリゼーションという世界経済の基本趨勢を受け入れ、これと①の要求を結合していく積極策を構築していかなければならないこと、③上記①の要求を実現していくために、また②の積極策を打ち立てていく上で、現段階における中国は、いくつかの面で自己としてすでに優位的主体的条件をもっており、内面的にも基本的矛盾がないという基本状況にあること、④それは経済のグローバリゼーションと対立するものでなく、経済のグローバリゼーションの潮流の中に積極的に入り込め、世界秩序と融和的、あるいは新しい経済秩序の構築に有効であること、こういった事情を背景としている。

江沢民が“走出去”戦略なる用語を公式の場で初めて使ったのは、1997年12月14日の全国外資工作会议でのこととされる⁽⁸⁾。しかし、この時期にはまだ専ら外資導入に関心の重点があり、一般に“走

(2) 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2006』、中国統計出版社、2006年、759頁、761頁。

(3) 外資系企業が含まれている。2005年末の外資系企業は全体の5%を占める（王志樂主編『2007・走向世界的中国跨国公司』、中国経済出版社、2007年、4頁）。

(4) 日本国際貿易促進協会『国際貿易』2006年12月12日号。2006年の中国の非金融部門の外資直接投資導入額は735億ドルであったが、同年の中国の非金融部門の対外直接投資額は161億ドルであるから、同年の中国の非金融部門の対外直接投資額の非金融部門の外資直接投資導入額に占める割合は22%にあたる。

(5) 国家外匯管理局国際収支分析小組『2006年中国国際収支報告』、19頁（http://www.safe.gov.cn/model_safe/tjsj/pic/20070510184938381.pdf）。

(6) 『国際商報』2007年1月27日号。

(7) 同上紙2006年12月2日号。

(8) 王玉梁著『中国：走出去』、中国財政経済出版社、2005年、3頁。

“走出去”戦略はそれほど重視されていない。その後2000年に入ってから、江沢民はこの問題について屢々言及するようになった。すでに別著でも指摘した通り、中国は1997年から経済のグローバリゼーションを積極的に受け止め、改革・開放政策を経済のグローバリゼーションの中に積極的に位置づけ、組み込むようになってくる。この中では、経済、科学技術のグローバリゼーションに対して積極的な姿勢で臨むとの認識が示されてくる⁽⁹⁾。翌1998年江沢民は、経済のグローバリゼーションは世界経済発展の客観的な趨勢であり、いかなるものといえどもこれを避けて通ることができない以上、いずれもこれに参画していかざるをえないことをはっきりと明言した⁽¹⁰⁾。逆にいえば、それまでの中国の改革・開放政策は、必ずしも経済のグローバリゼーションの流れを強く根底に意識したものではなかったといえる。

しかし、経済のグローバリゼーションの受け入れとWTO加盟を視野に入れた中国は、同時に、これを単に受動的にのみ受け入れるということではなく、中国あるいは発展途上国にとって、この中に含まれる有利な面と不利な面を正視し⁽¹¹⁾、各国にとって平等・公平な経済のグローバリゼーションが進行し、世界各国間の貧富の差が縮小し、いずれにとっても利益あるものとなるよう、これに対して適切かつ積極的対応を準備しなければならないと受け止めた。その上で、これはチャンスであり、挑戦すべきことだと課題設定した⁽¹²⁾。

筆者は、1997年以降の江沢民の“走出去”に関する言及は、中国が経済のグローバリゼーションを積極的に受け止め、改革・開放政策を経済のグローバリゼーションの中に積極的に位置づけ、組み込むようになってきた意識構造の変化と、これに対応した新たな積極的戦略意識の表れとみている。

それ故、中国はこれまで外資導入（“引進來”）に専ら力点をおいてきたが、中国の経済発展に応じて“走出去”を推し進めていかなければならない。この戦略は西部大開発と同様に、中国经济と全体にわたる現代化建設の全局に関連する大戦略である。“引進來”と“走出去”は、対外開放政策の相補い合う両面である。中国は先ず“引進來”を主としてきたが、これによって中国の製品、技術、管理水準を高め、“走出去”のための準備をしてきた。二十余年の成果の上に立てば、今日中国は“走出去”戦略を実施していくべき基本条件を具備してきた。中国がWTOに加盟した暁には、この戦略を実行していくチャンスが一層多くなる。時を移さず、“走出去”戦略を行っていくことは、中国の経済発展の動力とその後の発展のもたらされるべき成果を強め、長期的発展のために極めて重要な意義をもつ。現下の世界経済の発展の中では、中国は経済のグローバリゼーションという競争に勇気をもって参加し、これにうまく参入して、国内外の二つの資源と二つの市場を充分に利用してい

(9) 拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、325～326頁。中国共産党指導部の経済のグローバリゼーションに対する認識は、1997年の党第15回全国代表大会における江沢民演説の中で、最初にかなり明確な形で出てくる。

(10) 1998年には江沢民ははっきりと述べている。「経済のグローバリゼーションは世界経済発展の客観的な趨勢であり、いかなるものといえどもこれを避けて通ることはできないのであって、いずれもこれに参画していかなければならぬまい。問題の鍵は、このグローバリゼーションの趨勢に弁証法的にいかに対応するかである。この有利な面もみななければならないし、不利な面もみななければならない。中国のような発展途上国からはこの点こそが最も重要である」

（『人民日報』〈海外版〉1998年3月10日号）。

(11) 『人民日報』（海外版）1998年3月10日号。

(12) 同上紙2000年9月8日号。

なければならない⁽¹³⁾として、江沢民は2000年2月25日広東を視察した際、“走出去”に固有に積極的位置づけを与えたのである。

元々中国は、この背後に以下のような考えを置いている。

中国は、現下の世界政治経済が三極を中心とした展開となっており、この中で今日の経済のグローバリゼーションは米国が主導して下地を敷き、これに呼応する形で欧日が乗るも、実際の展開過程からみればグローバリズムの一枚岩的進行と、リージョナリズムの深化の過程を通したグローバリズムの進行という形の構造となっている点を重視している。

中国は、世界政治経済の多極化は、世界政治経済の民主化の過程であるにとらえており、自己がこの多極化＝民主化過程の推進に積極的に入り込むことが、特定の一極支配の動きを突き崩し、経済のグローバリゼーションそのものの中身をより民主的な内容のものにしていき、国際経済秩序の新構築を進める過程であるとの基本認識をもっている⁽¹⁴⁾。

この認識に立てば、中国がこれまで専ら外資直接投資の導入に力点を置いてきたことは、中国経済に対する外資の支配が強化しているということであり、国家経済安全（政治的安全にも影響する）上でも問題が出るということでもある。中国は経済のグローバリゼーションを受け入れると同時に、支配の抑止に向けての戦略的一步を踏み出すことを考えた。

2000年12月の中央軍事委員会拡大会議での江沢民の演説の中に、この認識を明確に読み取ることができる。

現下の経済のグローバリゼーションは、西側先進国の主導の下に推し進められており、これらの経済、科学、技術は極めて強く、西側先進国は国際経済機構と国際経済の諸ルールを牛耳っており、経済のグローバリゼーションの中での最大の利益享受者である。多くの発展途上国は全体として不利な立場にある。西側先進国は多国籍企業とその支配下の国際経済機構を通じて、発展途上国に経済的浸透と拡張を推し進め、全世界で資源と市場を争奪しようとし、その発展モデル、政治制度、価値観を押し付け、経済のグローバリゼーションを通じて世界を資本主義にもっていこうとしている。このことは多くの発展途上国の経済主権と国家安全にとって、厳しい挑戦であり脅威である。経済のグローバリゼーションは両刃の剣である。目下の経済のグローバリゼーションの過程では、南北格差が拡大し、一部の経済・技術条件の劣った発展途上国は、中心的国（地域）に対してより周辺化される危険に直面している。経済のグローバリゼーションは、先進国間、発展途上国間、先進国と発展途上国間の資金、技術、市場、資源の競争を激化させるだけでなく、一部の国家の国内における貧富の矛盾を激化させ、社会の衝突を引き起こす⁽¹⁵⁾。

(13) 中共中央文献研究室編『江沢民論有中国特色的社会主义（專題摘編）』，中央文献出版社，2002年，193～194頁。今日“走出去”戦略は国家の重要な発展戦略の一つとしての位置づけを得ている（王玉梁著『中国：走出去』，中国財政経済出版社，2005年，前言1頁）。

(14) 拙著『中国の対外経済論と戦略政策』，溪水社，2006年，第八章を参照されたい。

(15) 中共中央文献研究室編『江沢民論有中国特色的社会主义（專題摘編）』，中央文献出版社，2002年，519～520頁。1998年江沢民は、経済のグローバリゼーションの受け入れに肯定的姿勢で臨むことを表明した際、経済のグローバリゼーションに含まれる有利な面と不利な面の両面の存在を指摘し、中国のような発展途上国にとっては、この点こそが最も重要であると述べた（『人民日報』〈海外版〉1998年3月10日号）。

このことを踏まえて、江沢民は2000年3月7日第9期全国人民代表大会第3回会議の折、上海代表団の全体会議に参加した際、中国は国際競争に積極的に参加し、併せてこの中で主導権を握るよう努めなければならないとして、主体的に打って出ることの必要性を強調した。“引進來”と“走出去”を結合し、国内外の両種の資源と両市場を首尾よく利用しなければならない。このことが国際競争に参加する中で主導権を握り、自己が積極的な勝利をおさめるための避けて通れない道である。条件の

第1表 江沢民の“走出去”戦略に関する言及

年・月	発言の場	発言内容
1992.10	党第14回全国代表大会 ^(注1)	戦略用語としてではなく、関連発言として、中国企業の対外投資と国際経営の積極的拡大、国内外の二つの市場、二つの資源の利用について言及
1997. 9	党第15回全国代表大会 ^(注2)	同上の内容について言及
1997.12	全国外資工作会议 ^(注3)	“走出去”を戦略用語として、初めて提起
1998. 3	人民日報記事（1998.3.10） ^(注4)	経済のグローバリゼーションの受け入れと、これに対して積極的に対応する必要性の強調
2000. 2	広東視察時 ^(注5)	“走出去”に固有の積極性を賦与、20余年来の“引進來”の成果と“走出去”の条件の具備、両者の結合（“引進來”のみの枠から脱出）、WTO加盟という“走出去”にとつての好環境
2000. 3	第9期全国人民代表大会第3回会議 ^(注6)	国際競争の中で、“走出去”による主導権の掌握強調
2000. 9	国連ミレニアム会議 ^(注7)	経済のグローバリゼーションの進行下、各国の平等・公平な経済関係、世界各国間の貧富の差の縮小のための“走出去”戦略認識
2000.12	中央軍事委員会拡大会議 ^(注8)	西側先進国主導の経済のグローバリゼーション（国際機関の支配、世界的規模での資源と市場の争奪、発展モデル・政治・価値観の押し付け、途上国の国家安全の脅威、先進国間、途上国間、先進国と途上国間の資金、技術、市場、資源の競争の激化、世界経済の不均衡な発展）への対抗としての“走出去”戦略
2002.11	党第16回全国代表大会 ^(注9)	対外開放の新段階への突入、“引進來”と“走出去”の結合による積極的国際技術合作と競争への参加、経済のグローバリゼーションとWTO加盟の新情勢への対応、国際・国内両市場の利用、資源配置の改善、発展の空間の開拓、比較優位各種企業対外投資の奨励と支持、商品と労務輸出の牽引、一部企業の多国籍化とブランドの形成、積極的地域経済交流と合作への参加、国家経済安全確保

出所：（注1）中共中央文献研究室編『中共十三届四中全会以来歷次全国代表大会中央全会重要文獻選編』，中央文獻出版社，2002年，161頁。

（注2）同上書，434頁。

（注3）王玉梁著『中国：走出去』，中国財政經濟出版社，2005年，3頁。

（注4）『人民日報』（海外版）1998年3月10日号。

（注5）中共中央文献研究室編『江沢民論有中国特色社会主义（專題摘編）』，中央文獻出版社，2002年，193～194頁。

（注6）『人民日報』（海外版）2000年3月8日号。

（注7）『人民日報』（海外版）2000年9月8日号。

（注8）中共中央文献研究室編『江沢民論有中国特色社会主义（專題摘編）』，中央文獻出版社，2002年，519～520頁。

（注9）江沢民「全面建設小康社会，開創中国特色社会主义事業新局面」（2002年11月8日在中国共產党第十六次全国代表大会上的報告），中共中央文献研究室編『十六大以来重要文獻選編（上）』，中央文獻出版社，2005年，3頁，6頁，22～23頁の関連記述により作成。

ある優位企業の対外投資を拡大し、多国籍経営を広げ、海外の販売ネットワーク、生産体系、融資チャネルを打ち立てることを通じて、さらに企業の特化、集約化、規模の経済の利益を手中におさめる多国籍化を推し進め、中国の多国籍企業を育て、中国経済の国際経済合作と競争の中で、新たな歩みを踏み出さねばならないと強調した⁽¹⁶⁾。

後にみるように、2001年からの「国民経済・社会発展第十次5ヵ年規画（2001～2005年）」には、すでに“走出去”戦略が国家戦略として盛り込まれているが、江沢民は2002年11月の党第16回全国代表大会において、党として“走出去”戦略方針を強調、確認した⁽¹⁷⁾。

(2) 経済学界における関連認識

中国が“走出去”戦略を打ち出した背景には、経済学界の以下のような基本認識がある。

中国の経済学界は経済のグローバリゼーションの動きを強く認識し、生産要素の国際的流動化を重視している。今日の経済のグローバリゼーション下における資本の国際的運動は、資本の総過程を含む総資本の全過程の運動を、産業資本が国際化の核心と主体となり、その国際優位性を基礎とした直接投資による市場参入・制覇型資本蓄積構造に重点が移る。

ここでは、従来の国際分業の展開は大きく変化する。産業資本は、自らの中に体化した固有の国際的優位性を基礎とした直接投資によって、自らの国際的優位性を世界的資源賦存と生産要素の賦存状況と結びつけて発揮すべく、資源と生産要素の配置を行う。巨大多国籍企業にみられるグローバルな最適配置行動がそれである。それゆえに、経済のグローバリゼーションの基本的内容は、全地球的な生産要素の大規模な流動と資源の配置ということになり、これに対するさまざまな障害と障壁が漸次取り除いていかれるという動きとなって現れる。これが経済のグローバリゼーションの基本的内容であり、また現段階の世界経済の基本的特徴である。したがって、世界は今正に“国際貿易時代”から“国際生産時代”に向かっていっているものであり、経済のグローバリゼーションの時代ということなのだという認識である。

経済のグローバリゼーション下における国際分業は、生産要素のモビリティがないという前提条件の下で展開されてきた従来の産業間分業と異なり、生産の迂回化過程が細分化し、同一産業内の異なった製品、同一製品内の異なった工程、異なった価値創出環節間の多層にまたがる分業として展開する。国際分業の構築論理に対する認識と国際競争力概念に、認識上の転換を要するというのが、このところ中国の論者によって主張される際立った特徴をなす。価値連鎖上からいえば、労働要素集約、資本要素集約、技術要素集約あるいはその他の要素集約的性格の環節間の分業である。中国の論者達の中には、これを従来の比較優位分業と区別して要素分業と呼ぶ者がある⁽¹⁸⁾。

中国の論者達の認識からすれば、今日の国際分業は、工程分業、要素分業がグローバルな形として

(16) 『人民日報』（海外版）2000年3月8日号。

(17) 江沢民「全面建设小康社会，開創中国特色社会主义事業新局面」（2002年11月8日在中国共產党第十六次全国代表大会上の報告）中共中央文献研究室編『十六大以来重要文献選編（上）』，中央文献出版社，2005年，3頁，6頁，22～23頁。

(18) 詳細は，拙著『中国の対外経済論と戦略政策』，溪水社，2006年，第八章を参照されたい。

主軸的に進行しており、一定の発展段階に達した中国企業も工程分業、要素分業が可能であり、それに積極的に入り込むべきであるということになろう。工程分業、要素分業は企業の当該部分における何らかの競争優位がなければならないから、このところ中国の学界では比較優位というよりも競争優位による国際分業が強調されてきている（当然ながらこの認識は、中国の外資系企業と国内資本企業＝民族企業の間で強く意識されており、国内資本企業は競争優位がなければ国際競争を通じて国際分業に参加できないか、あるいは不利な立場にたつとの認識が根底にある）。したがって、外資直接投資の導入たる“引進來”によって国内企業の発展を進め、この成果にもとづき“走出去”を行うべきであるとの認識が出ることになる。“走出去”戦略には資源戦略なども含む、単に企業の競争の側面からの問題の範囲を超えたものも含まれるが、経済学界の上述のような認識が背景にある。

(3) 「国民経済・社会発展規画」に盛り込まれた“走出去”戦略

2001年3月の第9期全国人民代表大会第4回会議で批准された「国民経済・社会発展第十次5ヵ年規画要綱」の中に、“走出去”戦略が正式に盛り込まれた⁽¹⁹⁾。

「国民経済・社会発展第十次5ヵ年規画（2001～2005年）要綱」の中では、“走出去”戦略に関連して次のような項目が挙げられている。

①比較優位が十分発揮できるような对外投资の奨励、②国際経済技術合作の領域、手段、方式の拡大、③工事請負と労務合作を引き続き発展させること、④競争優位に立つ企業の国外における加工貿易の展開と製品、サービス、技術輸出の推進、⑤国内で不足する資源の国外における合作と開発を支持、⑥国内産業構造の調整と资源配置の転換の促進、⑦企業の国外の知的資源利用の奨励、R&D機構と設計センター設立の推進、⑧実力ある企業の多国籍経営を支持し、国際化の展開を実現すること、⑨对外投资に対するサービス体系を健全化すること（金融、保険、外貨、財務・税制、人材、法律、情報サービス、出入国管理の面で、“走出去”戦略を推し進めるための条件を整備する）、⑩国外投資企業法人の管理構造と内部管理システムを整備すること、⑪对外投资監督の規範化⁽²⁰⁾

「国民経済・社会発展第十一次5ヵ年規画（2006～2010年）要綱」では、経済のグローバリゼーションの動きをさらに強く認識し、生産要素の国際流動化を促進し、流動化を盛り込んで配置を優れたものにすべく、積極的に周辺国家及びその他の国々と経済合作を発展させ、相互利益を追求することを謳っている。新しく付け加えられた内容としては、製品の原産地の多元化、M&A、資本参加、外国証券市場上場、提携関係の再編などを通じた中国企業の多国籍企業の育成と発展、国外資源の合作開発、中国企業の国外インフラ建設への参加の奨励、外国請負工事水準の向上などが盛り込まれている⁽²¹⁾。

(19) 「中華人民共和国国民経済和社会発展第十個五年規画綱要」（2001年3月15日第九届全国人民代表大会第四次會議批准），『人民日報』（海外版）2001年3月19日号。

(20) 同上「綱要」同上紙同上号。

(21) 「中華人民共和国国民経済和社会発展第十一個五年規画綱要」（2006年3月14日第十届全国人民代表大会第四次會議批准），人民出版社，2006年3月，64頁。

(4) “走出去”戦略の全体的国家総合安全戦略における位置一複合・重層的意味

現段階の世界政治経済は、世界の「反覇権国際統一戦線」の強化による戦争抑止力の形成⁽²²⁾、世界政治経済の多元化、多極化による世界政治経済の民主化の過程の進行の下にあり⁽²³⁾、「戦争と革命」の時代から「平和と発展」の時代に入っているとの基本認識に立つ中国は、武力から入る他国の支配—軍事的支配と政治的支配、さらには経済的支配、宗教・文化等の支配—の要素は完全になくなったわけではないが、今日単一の強国による軍事支配、あるいは同盟国関係による世界戦争の形を通じた一方の側の同盟国の他の軍事的支配は、遂行困難であるとしてらえている。この基本趨勢が比較的長期にわたる過渡期にあっては、軍事国防的国家安全は、すでに保障されたものとしてまったく手を拱いてよいというものではないが、従来あらゆるものに優先して、その確保こそが前提条件で、この確保があってこそ他の国家事項の課題解決の一步が始められるとして、それを首位におくという位置づけから、軍事国防的国家安全は、封じ込め可能で、その構造を背後にもつ軍事的脅威に対する軍事国防的国家安全としての位置に立つものとして認識されることになる⁽²⁴⁾。

ここでは、従来軍事国防的国家安全の確保の後に課題となっていた他の課題、本来的に希求されていた経済発展の確保という意味の国家安全問題が、軍事国防的国家安全の確保と同時併行的に課題設定されることになる。国家安全戦略は、主権安全、軍事安全、経済安全、科学技術安全、生態系安全、文化安全、社会安全等が相互に絡み合った国家安全総合戦略ということになろう⁽²⁵⁾。この場合国家経済安全は、経済発展を保障するという意味における発展のための国家安全の基礎として位置づけられ、国家経済安全に向けての戦略指向は、前提としての自国の発展のための平和的環境の保障（世界的にも、地域的にも）を構築する要素を組み込んだ内容として位置づけられよう。

上述の基本条件の下にあっては、経済のグローバリゼーションの発展によって、各国の相互依存度が増し、世界の主要国は長期にわたって競争と協力の併存関係の中で、経済が各国の競争の重点となり、経済安全の地位が増してくる。経済のグローバリゼーションと地域一体化が急進する中で、国際競争が激化し、各国はますます本国市場の保護と国際市場の開拓に重点を置くようになり、積極的に国際競争と国際協力に参加するようになってきている。各国は自国の経済利益を政治、外交、情報等の活動の起点とするようになってきている。経済安全（当面の経済上の安全とともに、発展を保障するという意味での安全という意味も含まれている…括弧内筆者）は、ある程度国家の軍事と政治の安全をも決定する⁽²⁶⁾。

上述の江沢民の認識にも窺えるように、中国は対外開放の基本的枠組の中で、しかも経済のグローバリゼーションを受け入れるということになると、国家安全の確保（この場合の国家安全とは軍事的

(22) 拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、52頁参照。

(23) 同上書、318～323頁参照。

(24) 衛霊主編『当代世界経済与政治』、華文出版社、2005年、第一章、第二章、第三章参照。また、拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、第八章を参照されたい。

(25) 雷家驢主編『国家経済安全理論与方法』、経済科学出版社、2000年、21～23頁、馬維野主編『全球化時代の国家安全』、湖北教育出版社、2003年、26～34頁、王玉梁著『中国：走出去』、中国財政経済出版社、2005年、21頁。

(26) 王玉梁著『中国：走出去』、中国財政経済出版社、2005年、23頁。雷家驢氏達も、総合安全の中で経済安全が重要性が増してきていると指摘している（雷家驢主編『国家経済安全理論与方法』、経済科学出版社、2000年、24頁）。

に侵略を受けるとか、政治的に従属するとかいった内容と同時に、一国の経済体制と自己の経済発展が独立自主の自己以外の他によって牛耳られないということを含んでいる⁽²⁷⁾）は、限定された本土の範囲内のみで安全を確保するということの枠を超えて、開放の基本的枠組と経済のグローバリゼーションを結合した体系の下での国家安全の体系として構築していかなければならないということになる。国家の安全は対外関係の中に積極的に位置づけなければならないということになる。もっというならば、開放の基本的枠組と経済のグローバリゼーションの中に、国家安全戦略の柱を積極的に打ち立てていかなければならないということである。起点として考えれば、対外開放は、これと同時に従来と異なった範囲の積極的な国家安全戦略が必要ということになるが、これに経済のグローバリゼーションが結合されるということになれば、さらに積極的な戦略の構築が必要になるということである。「平和と発展」の時代認識の下にあっては⁽²⁸⁾、経済過程を通じて自国の利益を確実に我が物としつつ、自国の国家安全を確保することが重要となるという基本認識が出てくる⁽²⁹⁾。

このことを踏まえると、現段階の世界政治経済に対する基本認識と対外開放、経済のグローバリゼーションの潮流の中で、中国の長期発展のための条件構築と、当面の現実的条件を踏まえた中国の“走出去”戦略の枠組は、ほぼ下図のように図式化されよう。

“走出去”戦略と国家総合安全との関連について、少し説明しておきたい。今日の国家安全は発展を中心とした国家安全に変わり⁽³⁰⁾、冷戦終結後世界的には軍備競争は経済発展を主とする総合国力競争に取って替わり、経済安全が国家安全の中で突出した地位に立つようになってきた⁽³¹⁾。経済安全の確保のためには、先ず世界平和と自国の安全に直接関連する周辺地域の平和と安全の確保が重要となる。世界戦争の勃発の条件が遠退いている今日、発展に向けた国家安全の保障の強化、推進をはかるために、中国は“走出去”戦略をとるというのであるが、この場合政治上、軍事上の安全の確保は当然ながら前提となるから、そのための政治上、軍事上の固有の活動は行うとしても、経済上の“走出去”戦略を推し進めることは、また経済力と経済手段が、ある程度政治と軍事手段に取って替わって同時に自己機能し⁽³²⁾、国家安全を維持する上で世界平和と周辺地域の平和と安全の強化に役立ち、そのことがまた自国の発展に向けての安全を確かなものにするというのが、中国の論理の内的構造である。このために、国家の総合安全構想の中に“走出去”戦略を組み込んで、その推進をはかるということになる。

(27) 王玉梁著『中国：走出去』、中国財政経済出版社、2005年、21頁、24頁。

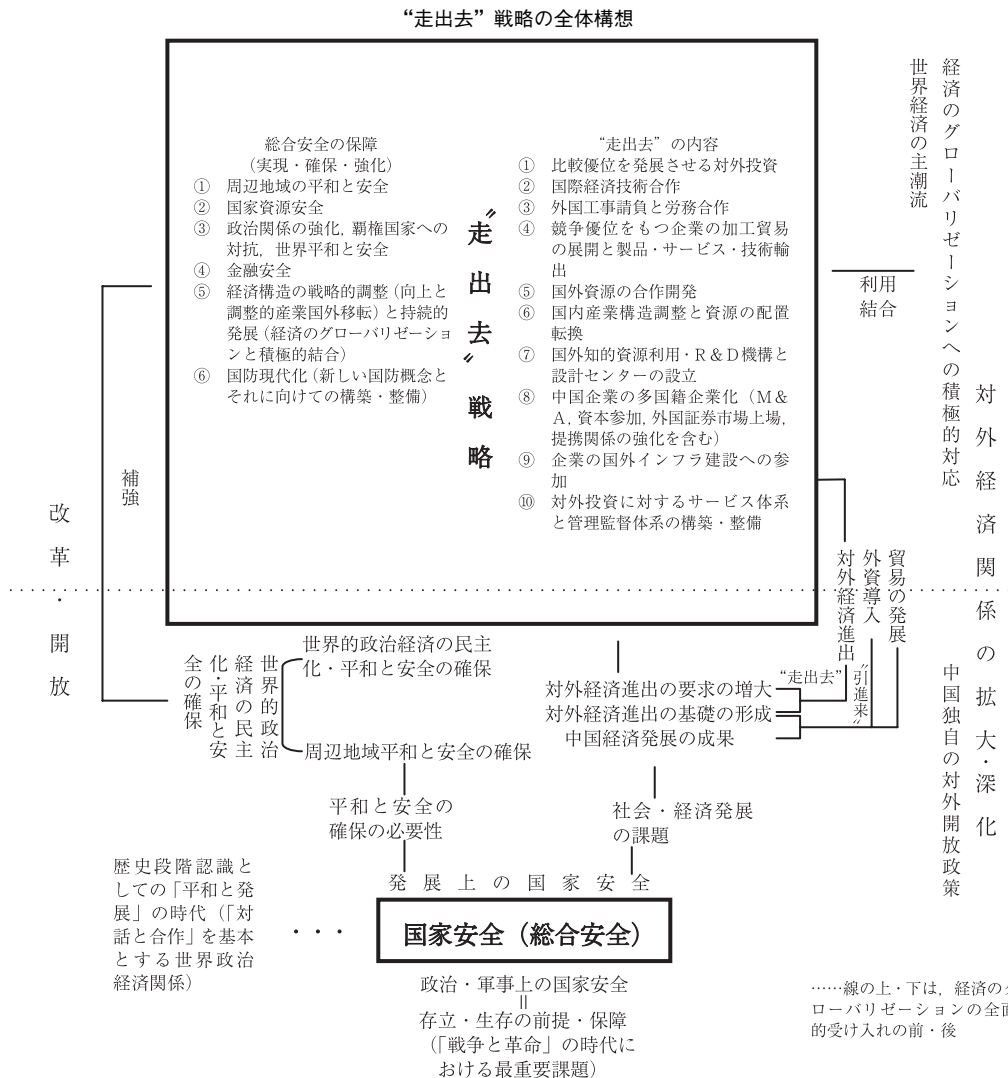
(28) 「平和と発展」の時代認識については、拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、第三章を参照されたい。

(29) 王玉梁氏によれば、従来の国家安全の概念は国防上の安全とほぼ同義に使われていたが、中国の新しい国家安全は従来の軍事上の安全と政治上の安全だけでなく、軍事上の安全、政治上の安全に加えて、資源の安全、経済上の安全、情報上の安全の有機的結合としてとらえられている。中国の国家安全の新戦略の重点は経済上の安全であると指摘している（前掲書、24頁）。

(30) 馬維野主編『全球化時代的安全』、湖北教育出版社、2003年、26頁。

(31) 同上書、29頁。

(32) 雷家驢主編『国家経済安全理論与方法』、経済科学出版社、2000年、22頁。



出所：王玉梁著『中国：走出去』，中国財政経済出版社，2005年，第二章，第三章に主として拠りながら，雷家驢主編『国家経済安全理論与方法』，経済科学出版社，2000年，馬維野主編『全球化時代的国家安全』，湖北教育出版社，2003年を参考にして作成した。

二 “走出去”戦略推進のための管理・奨励政策の大枠

中国“走出去”の発展はほぼ四つの段階（第一段階〈1979～85年〉，第二段階〈1986～91年〉，第三段階〈1992～98年〉，第四段階〈1999年以後〉）に分けられるとされる⁽³³⁾が，中国“走出去”は国家全体の経済的実力，企業の実力，金融面の管理・監督の低水準，企業管理システムが十分に整っていない条件の下で実施されてきたため，漸進的たらざるを得なかった。当初は計画経済の産物たる審査・批准という方式を主とし，資本と外貨の厳格な管理の下で，对外投资（外貨の流出）を制限するとい

第2表 対外投資管理・奨励システムの基本的構成

政策区分	主要内容	政策目標	具体的政策措置
投資案件管理 (Ⅰ)	投資の事前審査・登録、プロジェクト評価と執行状況審査	国家の全体的かつ長期的な利益保障	海外投資案件の審査・批准、対外投資の共同（関連管理部門による）年度審査
外貨管理 (Ⅱ)	外貨資金の源泉審査、対外投資のための外貨購入総額、買取のための投資と対外投資増資等の外貨管理	外貨政策と産業の指向性を結合した形でのマクロ経済発展のための支援	さらなる対外投資向け外貨管理改革の深化、対外投資外貨管理改革の試験的活動の拡大
奨励政策 (Ⅲ)	優遇利子による貸付、税率優遇、情報提供サービス、投資リスク保険サービス	輸出拡大、就業の増加、情報不足によるリスク発生の軽減	国家奨励対外投資重点プロジェクトに対する貸付支援、『対外投資国別産業導向目録』
人員の出入国管理 (Ⅳ)	一般公民の出入国、対外派遣労働人員の出入国	公民の出入国の正当な権利と利益の保障	『中華人民共和国公民出入国管理法』、『弁理労働人員出国手続的弁法』
国有資産の対外投資管理 (Ⅴ)	国有企業の対外投資に対する審査の厳格化、外国子会社の財務監督の強化	国有資本の保全・増殖、海外子会社の財務監督の強化	『境外国有資産管理暫定弁法』、中央企業の海外子会社財務決算報告書制度の義務化

出所：湯碧「企業国際化的政策分析」、國務院發展研究中心企業研究所課題組著『中国企業国際化戦略』所収、人民出版社、2006年、357～358頁。

う時期につくられた体制であった。“走出去”を戦略的に推進していくという新しい要求に応えるためには、今日新しい制度的枠組を整える必要に迫られている⁽³⁴⁾。

中国企業の国外における経営は、①国際化段階、②多国籍経営段階、③グローバル経営段階という発展段階的分類からすると、基本的には国際化経営の初期段階にあり、一部が多国籍経営を開始しており、このごく一部がグローバル経営の初期段階にあるという状況である⁽³⁵⁾。中国の産業・業種の発展は極めて不均等な状況にあり、各々の国外経営に対する方向性もはっきりしているというわけではないという事情、各種企業の対外経営の展開過程に大きな差があるという事情などから、政策、制度の整備も従来のものを緩めていくという過程で規範化を進めていき、順を追って漸進的かつ重点的に進め、市場化とWTOルールに適応した形に整えていく過程にある。

現在のところ、中国には統一的な「対外投資法」、「対外工事請負管理条例」（対外承包工程管理条例）、「対外労働合作管理条例」などは制定されるにいたっていない。現状における“走出去”戦略推進のための管理・奨励政策の内容を大きく分けると、上に示す第2表のようになる。本稿では、紙幅の都合上上表の（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を中心に、Ⅳの部分については若干触れるに止める。以下各々の

(33) 王玉梁著『中国：走出去』、中国財政経済出版社、2005年、79～81頁。発展段階の整理としては、別の分け方もある。例えば、郭郁彬氏は、「緩やかな発展段階（1979～85年）」、「漸進的發展段階（1986～91年）」、「加速的發展段階（1992年以後）」のように段階分けしている（郭郁彬「経済全球化与跨国経営」、曾忠禄主編『中国企業跨国経営・決策、管理与案例分析』所収、広東経済出版社、2003年、19～21頁）が、中国の経済のグローバル化と“走出去”戦略との内的関係に焦点を当てて問題を整理する観点から、ここでは筆者は王玉梁氏の整理の仕方を採用した。

(34) 湯碧「企業国際化的政策分析」、國務院發展研究中心企業研究所課題組著『中国企業国際化戦略』所収、人民出版社、2006年、356頁。

(35) 同上書、14頁。

項目について整理してみよう。

三 対外投資企業案件と対外投資外貨管理制度

(1) 対外投資企業案件管理制度

2004年以前の対外投資管理の制度的枠組は、国務院批准の三つ行政法規、すなわち「国外投資のための外貨管理弁法」（「境外投資外匯管理弁法」〈国家外匯管理局，1989年〉）、「海外投資プロジェクト管理を強化する所見に関する通知」（「關於加強海外投資項目管理意見的通知」〈国家發展計画委員会，1991年〉）、「香港・マカオ地区機構設立の審査・批准弁法に関する通知」（「關於港澳地区設立機構審批弁法的通知」〈對外經濟貿易部・中国人民銀行・国務院港澳弁公室，1992年〉）を基礎におくものであった。これにもとづく対外投資企業案件プロジェクト管理（非金融類）の大枠は、以下のようなものであった。

① 香港・マカオ以外の地域に対する対外投資⁽³⁶⁾

外貨管理局が外貨資金源泉の出所を審査した後、国家計画委員会（1989年国家發展計画委員会に改組，2003年国家發展・改革委員会に改組）のプロジェクトごとの審査・批准を経て，對外經濟貿易部（1993年對外貿易經濟合作部に改組，2003年商務部に合併改組）が契約約款の審査・批准を行い，批准証書を発行する。外貨管理局は登録されたものを審査の上許可し外貨資金を供給する⁽³⁷⁾。

② 香港・マカオ地区に対する対外投資

外貨管理局が外貨資金源泉の出所を審査した後，對外經濟貿易部と香港・マカオ弁公室が共同で契約約款の審査・批准を行い，批准証書を発行する。外貨管理局は登録されたものを審査の上許可し，外貨資金を供給する⁽³⁸⁾。

2003年商務部は，一部省と市に対し對外投資手続を簡略化する試験的試みを行い⁽³⁹⁾，全国的に国外の加工貿易プロジェクトの審査・批准の手順を簡略化した。

2004年6月と7月国務院は「行政のプロジェクト審査・批准と行政許可に対する決定」（「対確需保留行政審批項目設定行政許可的決定」）と「投資体制改革に関する決定」（「關於投資体制改革的決定」）を發し，對外投資管理体制の大幅な改革と對外投資の推進に乗り出した。

前者「決定」では，對外投資管理の職能上の区分が明確にされた。

国家發展・改革委員会：国外資源開發，大規模な外貨使用投資プロジェクトの審査・批准，企業の

(36) 1989年の「境外投資外匯管理弁法」の対象には，外資系企業は含まれていない（「境外投資外匯管理弁法」〈国家外匯管理局，1989年3月6日〉，国家發展和改革委員会外資司編『我國利用外資和境外投資實用法規政策匯編』，中国計画出版社，2005年，322頁）。

(37) 對外投資者は，外貨管理部門に登録し外貨を受領するに際し，①国家主管部門の批准書，②外貨管理部門の為替リスク審査書及び資金源泉の出所審査書，③投資プロジェクト契約書あるいは国内投資者が外貨資金額を送金すべきことを証明する文書を提出しなければならない（同上「弁法」，同上書，322頁）。

(38) 湯碧「企業國際化的政策分析」，国務院發展研究中心企業研究所課題組著『中国企業國際化戰略』所収，人民出版社，2006年，359頁。

(39) 例えば，上海市，広東省，浙江省は2002年末對外投資認可都市・地域に指定された（拙著『中国の對外經濟論と戰略政策』，溪水社，2006年，225頁）。

対外投資外貨使用額の審査・批准（中国側投資が3,000万ドル以上の資源開発プロジェクト、中国側投資使用金額が1,000万ドル以上の非資源投資プロジェクト）

商務部：国内企業の国外における企業設立（金融企業を除く）の審査・批准

外貨管理局：対外投資外貨資金（資産）源泉と送金の審査・登記

後者の「決定」では、管理方式の改革を通じて、投資主体の投資自主権の確立と対外投資のマクロ的監督・管理を強化することに重点がおかれている。

上記の二つ「決定」にもとづき、「国外投資プロジェクト審査・批准に関する暫定管理弁法」（「境外投資項目核準暫行管理弁法」〈国家発展・改革委員会，2004年10月〉）と「国外投資企業創設審査・批准事項に関する決定」（「關於境外投資開辦企業項目核準事項的規定」〈国家発展・改革委員会，2004年10月〉）が制定された。「国外投資プロジェクト審査・批准に関する暫定管理弁法」の主要な内容は以下の通りである。

- ① 企業の所有制，資金の源泉，投資形態と方式に拘わらず（企業新設，買収，資本参加，株式取得，増資，再投資等），すべて当該「弁法」を適用，処理する。株式権利，債権資産及びその他の權益等の形態による対外投資プロジェクトも，当該「弁法」によって処理する。
- ② 資源開発プロジェクトとは外国における原油，鉱山等の探査，開発プロジェクトである。このうち中国側投資額が3,000万ドル以上の対外投資は国家発展・改革委員会の審査・批准，中国側投資額が2億ドル以上の対外投資は，国家発展・改革委員会の審査・批准の後，國務院の批准を要する。
- ③ 大規模外貨投資プロジェクトは②以外の分野の対外投資で，外貨投資額が1,000万ドル以上の対外投資をいう。このうち5,000万ドル以上のものは国家発展・改革委員会の審査・批准の後，國務院の批准を要する。
- ④ 中国側投資額が3,000万ドル以下の資源開発プロジェクトと中国側投資額が1,000万ドル以下のその他のプロジェクトは，各省，自治区，直轄市，独立計画単位都市と新疆生産建設兵団等の省級の発展・改革委員会が審査・批准するが，これ以下の級に批准権を下放してはならない。中央が正確な事情を知るために，省級の発展・改革委員会は審査・批准の日から20日以内に当該批准プロジェクトの写しを国家発展・改革委員会に報告しなければならない。
- ⑤ 中央管理企業投資で中国側投資額が3,000万ドル以下の資源開発投資プロジェクト，中国側投資額が1,000万ドル以下のその他の投資プロジェクトは自主決定によるも，決定後関連文書を控えとして国家発展・改革委員会に報告しなければならない。国家発展・改革委員会はこの控えを受領した後7日以内に写しについての証明書を発行する。
- ⑥ 台湾地域への投資と国交のない国への投資については，投資金額の大小を問わず，国家発展・改革委員会の審査・批准の後，國務院の批准を要する。
- ⑦ 投資主体が投資案件を進める上で外貨を必要とする場合（履行保証金，保証状発行などのため），批准された投資プロジェクトの総投資額に含められる。

「国外投資企業創設審査・批准事項に関する規定」の主要な内容は以下の通りである。

- ① 国は比較優位をもつ各種所有制企業が国外において企業を創設することを支持、奨励する。
- ② 国外投資企業の創設とは、中国の企業が新設（独資形態、合弁形態、合作形態等）、買収、合併、株式取得、出資、株式交換等の方式を通じて企業を設立、既存企業の所有権あるいは管理権等の權益を取得することをいう。
- ③ 商務部は、国内企業の国外における投資企業の創設（金融部門の企業を除く）の審査・批准を行う。商務部は、中央企業を除くその他の企業規定に列挙された国家投資企業の創設については、省級（各省、自治区、直轄市、独立計画単位都市）商務主管部門に審査・批准を委託する。
- ④ 審査・批准はほぼ次のような内容からなる。①国別（地域）投資環境、②国別（地域）安全状況、③投資国（地域）と中国との政治経済関係、④国外投資指導政策、⑤国別（地域）合理的投資配置⁽⁴⁰⁾、⑥関連国際協定履行義務
省級商務主管部門は下級の地方商務主管部門に関連業務を委託してはならない。
- ⑤ 中央企業が申請する場合は、批准後、商務部によって「中華人民共和國境外投資批准書」が発行される。その他の企業に対しては、省級商務主管部門が「批准証書」を代理発行する。国内企業は「批准証書」にもとづき、外貨、銀行、税関、対外事務に関する事項を処理する。批准を経た国内企業は関連規定に応じて、統計資料を報告、国外投資に対する年度検査及び総合業績評価を受ける。批准を受けた企業は、進出先国（地域）で登記を行った後、商務部に登記文書の控えを届け、現地中国経済商務参事所（室）に報告、登記しなければならない。
- ⑥ 以下のような状況にある場合、対外投資は許可されない。①国家の主権、安全と社会公共の利益に危害が生ずるような場合、②国の法律や政策に反するような場合、③中国政府が締結した国際協定に違反する恐れがあるような場合、④中国の輸出禁止関連技術及び貨物にかかわるようなもの、⑤投資相手国の政治的状況が不安定、安全に重大な問題がある場合、⑥投資相手国あるいは地域の法律・法規、風俗に反するような場合、⑦国際間の犯罪活動に関連するような場合

(2) 対外投資外貨管理制度

対外投資外貨管理制度の面でも、“走出去”戦略を推し進めるために調整と革新が進められてきた。主要な内容は、以下の通りである。

- ① 対外投資外貨管理手続の簡略化（国内中国資本金融機構国外支店機構の大額融資審査・批准の取り消し〈「一部資本項目外貨管理行政審査・批准取り消し後の過渡的政策措置に関する通知」《「关于取消部分資本項目外匯管理行政審批后過渡政策措施的通通知」[国家外匯管理局，2003年4月]》〉）
- ② 外貨リスク審査制度の取り消し（「国家外匯管理局公告」〈国家外匯管理局，2003年4月〉）⁽⁴¹⁾
- ③ 対外投資用外貨資金源泉の審査制度の簡略化
全額実物投資プロジェクト、援助プロジェクト、國務院批准の戦略性投資プロジェクトは外貨資金源泉審査の免除、その他のプロジェクトは審査が必要（1995年の国家外匯管理局「〈国外投資

(40) 後述する。

(41) 趙偉等著『中国企業“走出去”——政府政策取向与典型案例分析』，経済学出版社，2004年，232頁。

外貨管理弁法〉に関する補充通知」〈「關於《境外投資外匯管理弁法》的補充通知」〉では、国内機構が国外投資用の外貨資金を使う場合は、必ず企業の自己所有資金〈外貨及び人民元による外貨購入を含む〉によらなければならないと規定されており、金額が100万ドル以下の場合には外貨管理局省級の分局が批准し、100万ドル以上、あるいは累計額が100万ドル〈100万ドルを含む〉を超えるものについては、外貨管理局省級の分局は国家外貨管理局に報告し批准を受けなければならないとされていた⁽⁴²⁾。「国外投資外貨資金源泉審査簡略化問題に関する通知」〈「關於簡化境外投資外匯資金來源審查有關問題的通知」《国家外匯管理局，2003年3月》〉、對外投資外貨管理改革の試験的地点では、当該試験的地点国家外貨管理局の分局、外貨管理部門は、中国側外貨投資額が300万ドルを超えない對外投資プロジェクトに対しては、その外貨資金源泉に対する審査・批准意見を直接出すことができる。また、国家外貨管理局の批准を経て、当該試験的地点国家外貨管理局の分局、外貨管理部門は、所轄内で對外投資業務量がかなり多い支局に授權して、中国側對外投資が100万ドルを超えない對外投資プロジェクトの外貨資金源泉に対する審査・批准意見を出させることができる〈「国外投資外貨管理改革のさらなる深化問題に関する通知」《「關於進一步深化境外投資外匯管理改革有關問題的通知」[国家外匯管理局，2003年10月]》〉。

- ④ 一定の枠内における企業の對外投資用外貨購入の許可、「資本項目の一部外貨購入管理調整措置に関する通知」〈「關於調整資本項目下部分購匯管理措施的通知」〉〈中国人民銀行，国家外匯管理局，2001年9月〉による1998年の制限措置の緩和：国家の戦略的投資プロジェクト（國務院批准プロジェクト）、原料国外持込加工プロジェクト、援助プロジェクトは外貨購入制限の撤廃，その他の項目の對外投資は自己所有外貨による⁽⁴³⁾。
- ⑤ 国外企業利潤の中国への回収の取り止めと利潤回収保証金制度の取り消し（「国家外匯管理局公告」〈国家外匯管理局，2003年4月〉，「国外投資利潤保証金回収の返還問題に関する通知」〈「關於退還境外投資匯回利潤保証金有關問題的通知」《国家外匯管理局，同7月》⁽⁴⁴⁾〉）
- ⑥ 中国企業の對外投資使用外貨資金源泉の多様化（外貨貸付，政策的外貨貸付，購入，2002年10月1日から試みた浙江省，江蘇省，上海市等の六つの省，市の對外投資外貨管理改革の試験的試み—一定の限度内における外貨購入による對外投資の許可，對外投資につき自己所有の外貨で不足する部分は，国内外貨借り入れ，政策的外貨借り入れ，国外外貨借り入れ，外貨購入によって對外投資を行うことができる—の経験を全国に拡大適用⁽⁴⁵⁾〈「国内の對外投資外貨管理改革テス

(42) 国家發展和改革委員會外資司編『我国利用外資和境外投資実用法規政策匯編』，中国計画出版社，2005年，331頁。

(43) 中国国家外匯管理局のホームページによる（http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?id=4&ID=804010000000000000,15）。

趙偉等著『中国企業“走出去”——政府政策取向与典型案例分析』，經濟科学出版社，2004年，227頁，229頁。

(44) 同上書，2004年，233～234頁。

(45) なお，2004年3月から，国内機構の經常項目外貨口座における直物外国為替保留比率を，各々の機構の經常項目の収支状況に応じて分け，その比率をそれまでの20%から30%あるいは50%に引き上げた（「關於調整經常項目外匯帳戶限額核定標準有關問題的通知」〈国家外匯管理局，2004年3月〉，同上書，239頁）。2007年8月の国家外匯管理局の「關於境内機構自行保留經常項目外匯所入的通知」によれば，經常項目収入口座における上記のような制限は撤廃された（http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail_print.jsp?ID=803010000000000000,10&id=4）。『日本經濟新聞』2007年8月14日号。

ト地点を拡大する問題に関する通知」《「關於擴大國內境外投資外匯管理改革試點有關問題的通知」[国家外匯管理局, 2005年5月]⁽⁴⁶⁾》)。

2002年10月1日から開始された對外投資外貨管理改革の試験的地点は、その後範囲が広げられ、浙江省、江蘇省、上海市、山東省、広東省、福建省、北京市、天津市、四川省、黒龍江省、重慶市、広西省、湖北省、海南省の14省市に及び、2005年5月までに24の省市にまで拡大された。この経験の総括の上に立って、新しい現時点での外貨管理の内容は、以下のようになっている。

- ① 試験的地点の範囲を24の省市から全国に拡大する。
- ② 国全体の對外投資用外貨総枠（額度）を33億ドルから50億ドルに増加する。实际需要がある場合は、批准後さらに追加額度を供与することができる。
- ③ 對外投資審査・批准権を下放する。国家外貨管理局省一級分局の對外投資外貨源泉の審査権限を300万ドルから1,000万ドルに引き上げる⁽⁴⁷⁾。

2006年6月国家外貨管理局は「一部国外投資外貨管理調整政策に関する通知」（「關於調整部分境外投資外匯管理政策的通知」）を発し、国内投資者が對外投資に必要とする外貨については、自己所有外貨、人民元による外貨購入、国内外の外貨借り入れを使用することができ、2006年7月1日より国家外貨管理局は、各分局（外貨管理部門）に対して對外投資外貨購入の額度の審査とこれにもとづく許可手続を行わない。国内投資者の對外投資プロジェクトに対する主管部門の審査・批准を経た後の外貨資金購入の審査・批准手続は、現行の為替管理関連規定による⁽⁴⁸⁾。

現在非金融部門で、独資形態、合弁形態、合作形態で企業を設立するに際して、買収、合併、株式取得、出資、株式交換等の方式を通じて既存企業の所有権あるいは管理権等の權益を取得する場合、先ず自己所有外貨を使用し、外貨が不足する場合国内外貨借り入れ、政策的外貨借り入れ、国外外貨借り入れ、あるいは外貨購入によることができる⁽⁴⁹⁾。

對外投資の準備過程での必要外貨の入手、増資、進出先証券取引所を通ずる外貨建て株式発行による資本調達、外貨建て債券の発行による外貨資金の調達、外貨借り入れなどについては、各々についての規定があるが、紙幅の都合上ここではこれ以上立ち入らない。

四 對外投資奨励政策

(1) 對外投資税制優遇

- ① 對外投資企業が正式に開業あるいは操業した日から5年は、中国側が配分を受けた税引き後利

(46) 湯碧「企業国際化的政策分析」, 國務院發展研究中心企業研究所課題組著『中国企業国際化戰略』所収, 人民出版社, 2006年, 358～370頁。

(47) 「關於擴大境外投資外匯管理改革試點有關問題的通知」(国家外匯管理局, 2005年5月19日, http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040400000000000.1&id=4)。

(48) 「關於調整部分境外投資外匯管理政策的通知」(国家外匯管理局, 2006年6月6日, http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040400000000000.23&id=4)。

(49) 湯碧「企業国際化的政策分析」, 國務院發展研究中心企業研究所課題組著『中国企業国際化戰略』所収, 人民出版社, 2006年, 371～372頁。

潤（進出先国が中国と「所得に対する二重課税の回避協定」を締結しているか否かに拘わらず）につき、所得税を免税とする⁽⁵⁰⁾。

- ② 国外での原料、部品輸出加工・組立（中国の企業が現有技術、設備投資を主として、国内設備、技術、部品、原材料の輸出拡大をはかる国際的経済貿易合作方式）については、輸出戻し税の奨励策を適用する。税率は国の統一戻し税税則による（「国外における原料持込み加工・組立業務の輸出還付税問題に関する通知」〈「關於境外帶料加工裝配業務有關出口退稅問題的通知」《對外經濟貿易部・國家經濟貿易委員會・財政部，1999年5月》⁽⁵¹⁾〉）。
- ③ 中国側が投資としてもっていった設備、機材、原材料については、輸出関税が免除される。

（2）金融支援

金融支援については、特に機械・電気製品・プラント・労務・技術輸出に係わる加工貿易、対外請負工事、資源開発投資プロジェクトに対して、輸出金融、優遇貸し付け、担保保証などで政策上の金融支援が与えられる。

① 国外での原料、部品輸出加工・組立業務に対する融資

国外での原料、部品輸出加工・組立業務を積極的に支援するために、設備、技術力の比較的強い軽工業、紡績・紡織業、家電機器等の機械・電子工業、アパレル業の輸出加工・組立業務に対して、銀行による中長期貸付（主として中国の工場建設用設備、技術及び設備の購入・据付用で、一年を超えるもの）と短期貸付（原材料部品の購入、経営費用、一年を含む一年以内のもの）の支援を行う。貸付は人民元貸付を主とするが、プロジェクトによって必要な場合は、銀行は規定にしたがって短期の外貨貸付を行ってもよい。大口の貸付については、銀行シンジケートによることもできる。銀行は実際の状況に応じて、多様な貸付方式と手段によって、輸出加工・組立業務を支援することができる。貸付利率は国家規定の同レベルによるも、財務状況や企業業績によって、国家規定の範囲内で適度に下げてもよい。人民元の中長期貸付と外貨貸付については、中央の対外貿易発展基金によって優遇利率を与えることもできる（「国外における原料持込み加工・組立業務支援のための貸付に関する指導意見」〈「關於支持境外帶料加工裝配業務的信貸指導意見」《中國人民銀行・對外經濟貿易部，1999年6月》⁽⁵²⁾〉）。

② 中小企業の市場開拓向け資金支援

中小企業の“走出去”につながる国際市場開拓のために行われる資金援助である。市場多元化戦略のために、ラテンアメリカ、アフリカ、中東、東欧、東南アジア等の諸国で行う市場開拓活動、機械・電気製品、ハイテク製品、中国原産品70%以上あるいは中国の知的所有権のある製品の市場開拓活動、市場開拓を積極的に行うための各種国際認証取得活動と、すでに認証を得た中小企業の国際市場開拓活動が対象となる（「中小企業の国際市場開拓資金管理弁法實施細則」

(50) 同上書，381頁，趙偉等著『中国企業“走出去”——政府政策取向与典型案例分析』，經濟科学出版社，2004年，241頁。

(51) 趙偉等著『中国企業“走出去”——政府政策取向与典型案例分析』，經濟科学出版社，2004年，227頁，242頁。

(52) 同上書，227～228頁。

〈「中小企業国際市場開拓資金管理弁法実施細則」《對外經濟貿易部・財政部，2001年6月》⁽⁵³⁾〉。

③ 資源開発

- ① 中央外貿發展基金からの中国・ロシア森林資源伐採・木材加工合作プロジェクトに対する4億人民元の優遇貸付（2002年國務院の批准による）
- ② 企業のアフリカ資源開発部門の合作の奨励のための企業向け指導・援助，外貨融通支援，政策的支援資金枠の拡大，当然税制上の優遇支援，保険上の政策支援なども与えられる（「企業のアフリカにおける資源開発分野の投資合作をさらに支援する政策問題に関する通知」〈「關於進一步支持企業在非洲開發資源領域投資合作有關政策問題的通知」《商務部と関連部門下達，2003年》〉）。
- ④ 国家發展・改革委員会と国家輸出入銀行による對外投資貸付支援機構の設立による年度ごとの對外投資向け貸付と優遇金利輸出金融（「国家の奨励する国外投資重点プロジェクトに対する貸付支援に関する通知」〈「關於對國家鼓勵的境外投資重點項目給予信貸支持的通知」《國家發展・改革委員會・中國輸出入銀行，2004年10月》〉）

対象項目：国内資源の相対的に不足する国外資源開発プロジェクト，国内技術・製品・設備等の輸出と勞務輸出に係わる国外生産型プロジェクトとインフラプロジェクト，国際的にみた先進技術・管理経験・専門の人材を利用する国外R&Dセンター構築プロジェクト，企業の国際競争力の向上・国際市場の開拓を促進するための国外企業のM&Aプロジェクト

- ⑤ 国家發展・改革委員会と国家開發銀行による企業の優位の發揮，重点プロジェクトの對外投資に対する融資能力の向上を目指した融資措置（「国外投資重点プロジェクトに対するプロジェクト融資支援をさらに強化する問題に関する通知」〈「關於進一步加強對境外投資重點項目融資支持有關問題的通知」《國家發展・改革委員會・國家開發銀行，2005年9月》〉）

① 對外投資資本金貸付

各年度の對外投資重点プロジェクト融資支援計画にもとづき，独自の一定の貸付資金（對外投資資本金貸付）を設け，中国法人企業に対して，國家開發銀行の各年度の資本金貸付枠の中で国の奨励する對外投資重点プロジェクトを支援するために資本金拡大をはかる貸付，対象は上記④の項目と同様である。

② その他の支援

對外投資重点プロジェクトに対する大額で安定的な中長期の非資本金対象の貸付，国際金融組織あるいは多国籍企業と合作して，国際的な銀行シンジケートローン，對外投資のための貸付等を獲得するための活動用融資案件，インフラ，基礎的産業，支柱産業領域の産業分析，リスク調査等業務サービス提供項目に関連する信用状や国際決済等の面におけるセット金融サービス供与，為替レートや利子などのリスク管理に係わる金融派生操作手段に対するサービス

⑥ 信用保証

(53) 同上書，228頁。

中国企業が国外に出て行き、市場を開拓し、国際競争に参加していくのを支援するために、融資の供与を獲得するための条件整備措置がとられた。国家外貨管理局は2001年4月から中国銀行で、2005年3月から中国工商銀行で試験的試みを行った後、2005年8月「国内銀行の国外投資企業に対する融資性担保管理方式調整に関する通知」（「關於調整境内銀行為境外投資企業提供融資性担保管理方式的通知」）を発し、従来外国が替指定銀行に一筆一筆ごとに行ってきた融資信用保証管理方式を、年度余額管理方式に切り替えた。国家外貨管理局は中国の對外信用の状況にもとづき、銀行の資産負債、前年度の信用保証と履行状況等財務指標によって、年度ごとに国内の銀行に對外信用保証余額指標を査定する。銀行はこの査定された指標額度内で、對外投資企業に融資のための信用保証を供与できることとなった⁽⁵⁴⁾。

(3) “走出去”促進・指導情報提供

政府各部門と情報産業部は、企業の“走出去”活動に対して促進・指導情報を提供する。商務部は紡績・紡織業、家電業種の国外における加工・組立業務に対する国別投資指導目録を編成し、これら国別投資環境、中国との双務経済貿易合作に関する情報を提供している。「東南アフリカ（ケニア、エチオピア、マダガスカル、レソト、ナミビア、ボツワナ）における紡績・紡織・アパレル加工貿易国別指導目録」（2003年）、「中東欧地域（ポーランド、ルーマニア、ハンガリー、スロバキア）家電機器加工貿易類投資国別指導目録」（2003年）、「ラテンアメリカ地域（メキシコ、コロンビア、トリニダード・トバゴ、ジャマイカ、チリ、アルゼンチン、エクアドル、ウルグアイ）紡績・紡織・アパレル加工貿易類国別指導目録」（2004年）、「アジア地域（パキスタン、ネパール、タイ、ベトナム、カンボジア、トルコ）紡績・紡織・アパレル加工貿易類国別指導目録」（2004年）などがそれらである。これらの中では、これらの国に対する中国の具体的推奨項目が列挙されているだけでなく、これらの国に関する基本的経済情報、また進出プロジェクトに対して与えられる関税、税制などの優遇措置などについての詳細なガイドがなされている。

また、2004年8月には商務部と外交部は共同で「對外投資国別産業導向目録（一）⁽⁵⁵⁾」、2005年10月には「同（二）⁽⁵⁶⁾」、2007年1月には商務部・外交部・国家發展・改革委員会が共同で「同（三）⁽⁵⁷⁾」を

(54) 保証人と被保証人は「境内機構對外担保管理弁法」と「実施細則」による。

(55) 対象国：67カ国（アジア：日本、韓国、蒙古、ASEANを含む23カ国、アフリカ：エジプト、南アを含む13カ国、ヨーロッパ：ロシア、イギリス、フランス、ドイツ、ハンガリーを含む15カ国、北米・ラテンアメリカ：アメリカ、カナダ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンを含む11カ国、オセアニア：オーストラリア、ニュージーランド、フィジー等5カ国）、対象産業：農林牧漁業（穀物栽培、森林開発、漁業）、採鉱業（石油、天然ガス、鉄鉱石、銅鉱石、石炭等）、製造業（機械工業、電子工業、軽工業、紡績・紡織業等）、サービス業（貿易、小売業、交通・運輸、ソフト開発、インフラ建設等、<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/bi/200407/20040700251628.html>）。

ASEAN10カ国についての国別、業種別の詳細は、久我由美女史による一覧表を参照されたい（久我由美「中国の對外経済政策とASEAN-FTAの起源としての〈走出去〉政策－」、九州経済学会年報第44集、2006年、48頁）。

(56) 新たにアジアではスリランカ、ネパールが追加され、中東では「同上（一）」に掲げられていたイラン、アラブ首長国連邦、サウジアラビアの外に、イエメン、シリア、ヨルダン、イスラエルが加えられている。アフリカでは新たにチュニジア、エチオピア、ウガンダ、ギニア、シェラレオネ、ベナン、コンゴ民主共和国、ガボン、コンゴ共和国、アンゴラの10カ国、中央アジア・東欧ではベラルーシ、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、オーストリア、ブルガリア、アルバニア、ヨーロッパではスペイン、ラテンアメリカではペルー、ウルグアイ、ガイアナ、

発表している⁽⁵⁸⁾。

五 統一的対外投資産業政策の枠組

2006年7月5日国家発展・改革委員会、商務部、外交部、財政部、海関総署、国家税務総局は、「走出去」戦略の速やかな実施をはかり、対外投資の効果的で秩序があり、全体的に調和ある健全な発展を推進するために、上述してきたところを統一的にまとめた「国外投資産業指導政策」（「境外投資産業指導政策」）と「同目録」を制定し、制度的枠組を整えたものを発表した。この政策は、中国の投資者が現金、実物、有価証券、無形資産等を用いて、国外で新設、M&A、資本参加、再投資等の方式によって、直接または国外のホールディングカンパニーを通じて国外及び香港・マカオ・台湾地区で国外企業を設立、買収、あるいは資産を手に入れるなど、所有権、収益権、管理権等の獲得を中心とする経済活動に適用されるものである。国外投資項目は「奨励項目」、「許可項目」、「禁止項目⁽⁵⁹⁾」に分類される。「奨励項目」、「禁止項目」は「国外投資産業指導目録」に入れられる。「奨励項目」、「禁止項目」以外のものは「許可項目」で、同上「目録」に入れられない。

「奨励項目」に入れられるのは、以下のようなものである。

- ① 国内で不足するもの、国民経済の発展上緊急に必要とされる資源あるいは原材料
- ② 中国の比較優位製品、設備、技術等の輸出及び労務輸出を牽引するもの
- ③ 中国の技術研究・開発能力の向上に役立つもの、国際的にみた先端技術、先進管理経験及び専門的人材を充分に利用できるもの

「奨励項目」に対しては、国のマクロコントロール、多角的・双務的経済貿易政策、外交、財政、税制、外貨、関税、重要基本情報、貸付、保険、多角的・双務的協力活動・外交活動等の面で政策的支援が与えられる。具体的支援政策措置は別途制定、実施される。

- ④ マクロコントロール、国内産業業種計画と産業政策、国内産業再編と構造調整、国内の総合的プロジェクト計画などで優先的考慮が払われる。

コロンビアが組み入れられている。

(57) 新たに中央アジア・中東ではキプロス、クウェート、カタール、オマーンが追加され、アフリカではモロッコ、リビア、ブルンジ、カメルーン、セーシェル、ガーナ、ニジェール、モーリシャス、ジンバブエ、ボツワナ、ヨーロッパではポルトガル、ギリシャ、デンマーク、ベルギー、フィンランド、東欧ではエストニア、アルメニア、リトアニア、スロベニア、スロバキア、グルジア、ラテンアメリカ・太平洋諸島ではサモア、ミクロネシア、バルバドス、ドミニカ、エクアドルが組み入れられている（http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/t20070227_118707.htm）。

(58) 言うまでもなく、上記国ごとに農林牧漁業、採鉱業、製造業、サービス業に分け、さらに各々で具体的に、森林開発、水産養殖、棉花栽培、果実・野菜栽培、石油、天然ガス、有色金属、レアメタル、石炭、紡績・アパレル、製靴・制帽、プラスチック、電動工具、冷凍設備、空調設備機械、テレビ・電子設備製造、皮革及び製品、製薬、コンピュータ製造、旅行社、ホテル、建築、情報サービス、技術開発なども記載されているが、本稿ではとて一覧にして掲載することができない。

(59) 「禁止項目」は以下のようなものである。①国家安全に危害を与えるもの及び社会公共の利益を損なうもの、②中国が輸出禁止している特有の工芸あるいは技術を運用するもの、③中国が法律によって経営を禁止している領域のもの、④投資対象国あるいは地域において法律で禁止されている当該地の産業、また中国が締結あるいは参加している国際条約で投資を禁止しているその他の産業、⑤法律、行政法規で規定しているその他の事情によるもの。

第3表 「国外投資産業指導目録」の「奨励項目目録」

一 農・林・牧・漁業	①天然ゴム栽培, ②植物油など・棉花・野菜栽培, ③木材の伐採・輸送及び養植林, ④牧畜業と養殖業(優良種畜及び水産魚類の種飼育を重点とするもの), ⑤海洋漁業(海洋漁業及び海水養殖を含む)
二 採鉱業	①石油・天然ガスの探査・開発等及び関連サービス活動, ②鉄・マンガン・クロム鉱石の探査・開発及び選鉱, ③銅・ボーキサイト・鉛・亜鉛・ニッケル・クロム・チタニウム・バナジウム・ニオブ・ニッケル等の探査・採掘及び選鉱, ④金・銀及びその他の貴金属鉱石の探査・採掘・選鉱, ⑤天然ウラニウム(ウラン)の探査及び採掘・選鉱・精錬, ⑥カリウム塩・磷酸硫酸・ホウ素鉱石及び重要特殊非金属鉱産資源の採掘・選鉱, ⑦石炭の採掘・洗炭, ⑧オイルサンド・オイルシェール・重油等特殊石油資源の探査・開発, ⑨ダイヤモンド・グラファイト等の探査・開発
三 製造業	①紡績生産, 機械加工織物, メリヤス, ニット製品, 不織布及び捺染後の調整・加工, ②紡織・アパレル加工, 各種紡織布製靴・帽子の加工生産, ③各種化学繊維及びポリエステル生産, ④木材加工(チップ, 木板, 合板, 家具, 床材及びその他木・竹製品の加工を含む), ⑤紙及び紙パルプ製造, ⑥農業機械組立生産, 林業機械の組立生産, 土木工用機械の研究開発・製造, 紡織・アパレル・化繊機械設備及び部品の組立生産, ⑦エチレン及び川下製品の生産, 芳香族炭化水素・PTAの生産, ⑧国内で獲得できない先進技術の化学工業製品の製造(建築用プラスチック, 専門用化学工業原料等を含む), ⑨カリ肥料, 窒素肥料, 燐酸肥料及び複合肥料の製造, ⑩医薬品製造(化学薬品原料及び調剤の加工生産, バイオメディカル技術の研究開発, バイオメディカル製品製造及びバイオ製品の製造を主とする), ⑪焼結鋳, 球団鋳の生産, クロム鉄の生産, ⑫銅精錬, アルミニウム精錬(酸化アルミニウム), ニッケル精錬, チタン精錬, ⑬民用大容量通信衛星, 移動通信衛星機能セット設備の創設, ⑭数値制御(NC)工作機械研究開発・製造, ⑮大規模新型ドライプロセスセメント製造, フロートガラス製造, 建築用衛生陶器製品製造, 石材採掘, プラスチック被覆スチール等建築材料の加工生産, ⑯計量具, ベアリング, 計器の組立生産, ⑰乗用車製品(先進技術が組み込まれたエンジン製品を含む), 特殊専用車製品, 五段式ギアチェンジ以上或いはCVT自動変速器製品, 多機能自動車電子製品, ⑱家電用電子製品と電器, 電池, 照明器具の組立生産, ⑲電子情報製品の開発及び加工生産(通信設備及び製品の開発, 加工生産を含む)
四 サービス及びその他の業種	①国際マーケティングネットワーク, ②海上貨物運輸, ③通信ネットワークの設立・経営, ④ソフトウェア開発及び関連応用サービス, ⑤ハイテク及び製品研究, ⑥国境を跨る道路・鉄道の貨物輸送及び国境を跨る道路・鉄道・橋の建設・経営, ⑦中国文化を広めるニュース・記事の出版, ラジオ・映画・テレビ及び文化芸術のコミュニケーション事業

出所: <http://www.assme.com.cn/download/333.doc>

第4表 「国外投資産業指導目録」の「禁止項目目録」

一 農・林・牧・漁業	我国の特有の希少かつ優良品種の養殖・栽培(栽培業, 林業, 牧畜業, 水産業の優れたゲノムのもの)
二 製造業	①我国の伝統工芸である緑茶及び特種茶の加工(銘茶, 黒茶等), ②伝来の漢方薬の加工処理製造技術及び漢方薬秘伝調合製品の生産
三 サービス業	①賭博・射幸業(賭博的競馬場を含む), ②風俗業
四 その他	①我国が輸出禁止している特有の工芸或いは技術を用いる製品, ②我国が法律・法規によって禁止しているその他の産業, ③投資対象国或いは地域の環境保護対象の産業
五	我国が締結或いは参加している国際条約によって禁止されている産業

出所: <http://www.assme.com.cn/download/333.doc>

- ⑥ 市場経済原則と WTO ルールを遵守するという前提の下で、条件に合致するプロジェクトについては、必要な費用の補助、銀行貸し付けに対する財政からの利息補填を与える。
- ⑦ 貸付条件に適合するという前提の下で、政策銀行の貸付供与支援
- ⑧ 対外投資プロジェクトの審査・批准と対外投資企業設立審査・設立に対する優先的支援
- ⑨ 外貨利用に対する重点的支援
- ⑩ 設備、部品等実物投資の輸出については、全国統一の輸出戻し税政策による戻し税、免税の適用
- ⑪ 国外向け融資、投資コンサルティング、リスク予測、リスクコントロール、投資保険等サービス業務の優先的供与
- ⑫ 情報、領事保護、人員の出入国、派遣人員審査・批准、輸出入経営権登記等の面での国内との協調、対外関係等の面での利便と協力の提供、政府及び政府部門間における多角的双務的協力体制の下における重点的推進と支援の供与⁽⁶⁰⁾

六 対外工事請負、対外労務合作の管理と奨励策

対外工事請負については、この業務を積極的に推進するために、2001年10月対外貿易経済合作部と財政部は共同で「対外工事請負に関する保証リスクに対する特別資金管理弁法」（「対外承包工程保函風險專項資金管理暫行弁法」）を定め、対外経済合作企業が対外工事の請負を行う場合の保証資金（銀行に保証状の発行を依頼する）上の困難に対し、中央財政から資金を用意して特別専用資金を設け、①条件に合致するプロジェクトの入札保証状の発行及び実際に履行するときの信用供与、②賠償支払の立替資金供与、③賠償支払の立替資金の肩代わり等に充てることとした⁽⁶¹⁾。また、同年12月対外貿易経済合作部と海関総署は共同で「対外工事請負プロジェクトの設備材料輸出に関する工作規定」（「關於対外承包工程項目下出口設備材料的工作規程」）を設け、対外工事請負プロジェクトの輸出設備（プラントを含む）、材料、施工のための機器、これに携わる人員の生活物資等については、契約書あるいはその他の文書と輸出許可証にもとづき海関の手続を処理することとした⁽⁶²⁾。2002年2月には国家質量監督檢驗檢疫総局の「対外工事請負プロジェクトの設備材料の輸出検査・検査問題に関する通知」（「關於対外承包工程項目下出口設備材料檢驗檢疫有関問題的通知」）によって、対外工事請負施工のための機器、これに携わる人員の生活物資等、工事完了後に持ち帰る物資（食品を除く）については、検査・検査を免除することとした（対外労務合作、対外設計コンサルタント、資源開発等の業務についても同様）⁽⁶³⁾。2003年9月から、「國際請負工事等經常項目外貨口座管理政策問題に関する通知」（「關於調整國際承包工程項目等下經常項目外匯帳戶管理政策有関問題的通知」）にも

(60) <http://www.assme.com.cn/download/333.doc>

(61) <http://hzs.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/a/200403/20040300190646.html>, 趙偉等著『中国企業“走出去”——政府政策取向与典型案例分析』, 経済科学出版社, 2004年, 227頁, 229頁。

(62) 趙偉等著『中国企業“走出去”——政府政策取向与典型案例分析』, 経済科学出版社, 2004年, 229～230頁。

(63) 同上書, 230頁。

1990年12月國務院は、對外經濟貿易部、労働部、公安部、外交部が共同で作成した「對外派遣勞務人員の出國審查・批准手續とパスポート處理に関する暫行弁法」（「關於外派勞務人員出國審批手續和辦理護照的暫行弁法」）を批准、發布した。對外派遣勞務人員の合法的權益の保護を強化し、利益に対する損害を防ぐために、1994年10月對外貿易經濟合作部と労働部は、「對外派遣勞務人員の合法的權益の保護と強化することに関する通知」（「關於切實加強保護外派勞務人員合法權益的通知」）を發し、96年12月對外貿易經濟合作部、外交部、公安部は共同で「對外派遣勞務人員出國手續處理の暫行規定」（「辦理外派勞務人員出國手續的暫行規定」）を公布した。すでに述べたように、その後「走出去」は國家戰略として位置づけられ、黨第16回全國代表大會（2002年11月）⁽⁶⁵⁾が「走出去」戰略方針を確認し、具體的措置が取られてくる。對外勞務合作準備金制度の改正（2001年の「對外勞務合作準備金暫行弁法」〈「對外勞務合作備用金暫行弁法」〉）では、對外勞務合作を行う企業は現金によって準備金を納めなければならない、有価証券あるいは資産担保等の形では認められないとされていたが、2003年の改正では、準備金は有価証券あるいは資産担保等の形では認められない点はそのままであるが、現金あるいは銀行の保証状でもよいことに改正⁽⁶⁶⁾、對外勞務合作人員出入國審查手續きの簡略化のために、2002年3月對外貿易經濟合作部、公安部、外交部は、「勞務人員出國手續の處理に関する弁法」（「辦理勞務人員出國手續的弁法」）及び實施細則を制定した⁽⁶⁷⁾。2003年9月から従来一定の制限があった對外勞務外貨收入の100%が当該源泉と指定用途の經常項目外貨口座に編入できることとなった⁽⁶⁸⁾。また、従来對外經濟合作企業が外國向けに勞務人員を派遣する場合、企業と勞務人員の間で派遣斡旋手数料や管理費の授受をめぐって、企業は前以て契約賃金の20%の保証金を受け取ることができるということになっていたが、2003年10月からは、財政部と商務部の定めた「對外派遣人員の對外合作企業に対する契約履行保証金の支払取消に関する通知」（「關於取消對外合作企業向外派勞務人員收取履約保証金的通知」）にもとづき、保証金、その他のいかなる形での担保なども取ることはできなくなった。企業は前以て契約勞務人員に対して、契約履行保証保険をかけることを要求できるようになった⁽⁶⁹⁾。

(69) <http://hzs.mofcom.gov.cn/aarticle/xxfb/200311/20031100151388.html>, 同上書, 236頁。

七 結びにかえて

前稿で触れたが、発展段階としてみれば、中国は現在工業化の中期段階にあるというのが中国の論者の一般的認識である⁽⁷⁰⁾。しかし、現段階において中国はすでに本格的に对外投资戦略を実施する二つの条件を具えたと見る。一つは、中国は輸出大国となり、对外投资の産業的基盤を具えたこと、今一つは大量の外貨蓄積をもつに到ったということである⁽⁷¹⁾。ミクロ的な企業の経営戦略からすると、企業が外国市場で一定の地歩を占め、何らかの特定の優位をもち、内部化による合理的利益が存在するようになると、企業は対外直接投資を行うようになる。さらに、発展途上国の企業の対外直接投資の要因としては、小規模技術理論と技術地方化理論の教える特殊要因が加わる⁽⁷²⁾。中国が大量の外貨蓄積をもつに到ったことは、对外投资の資金的基礎を得たということであり、对外投资におけるマクロリスクに耐えることができるようになったと⁽⁷³⁾みるのである。

中国の経済発展はさまざまな事情によって、不均等な発展の中にある。経済の発達した一部の省や地域では、対外経済貿易戦略は輸出指向型戦略と“走出去”戦略を結びつけた総合的な戦略を実行すべきである。中国の軽工業、紡績・紡織業、機械・電気製品の一部は“走出去”戦略を実行開始することができる⁽⁷⁴⁾というのである。

中国は、自国産業に対するこのような認識と、経済のグローバリゼーションを背景とした国家安全認識にもとづき、“走出去”戦略を積極的に推し進めるために、従来の管理制度なり、奨励政策を整備してきたわけである。

本稿では、“走出去”戦略に向けての改革の主要三方面について述べてきた。すなわち、対外企業進出投資案件の管理についての改革、対外投資外貨管理についての改革、対外進出活動に向けての奨励策についてである。

従来中国は、“走出去”を進めようとしても、国家全体の経済的实力、企業の実力、充分とはいえない外貨蓄積、金融面の管理・監督の低水準、企業管理システムが十分に整っていない条件の下にあったから、漸進的たらざるを得なかった。当初は計画経済の産物たる審査・批准という方式を主とし、資本と外貨の厳格な管理の下で、对外投资（外貨の流出）を制限するという時期につくられた体制であった。しかし、上述したように、中国はいくつかの分野で、“走出去”に向けてのある程度の企業の条件が具わり、外貨蓄積も大きくなってきた。この条件の下で、経済のグローバリゼーションの中で国家経済安全が重要課題として認識されるようになり、両面を結合する形で“走出去”を戦略的に推進していくという新しい要求に応えるためには、今日新しい枠組を整える必要に迫られること

(70) 拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、329～332頁参照。

(71) 徐海寧著『経済学前沿理論与中国对外经济贸易』、中国对外经济贸易出版社、2003年、236頁。

(72) 同上書、236～238頁、彭迪雲・甘筱青等著『跨国公司發展論—跨国公司的發展与中国实施“走出去”戰略研究』、経済科学出版社、2004年、45～49頁、王玉梁著『中国：走出去』、中国財政経済出版社、2005年、13～16頁。

(73) 徐海寧著『経済学前沿理論与中国对外经济贸易』、中国对外经济贸易出版社、2003年、236頁。

(74) 同上書、236頁。詳細は拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、329～330頁参照。これに対して、経済発展の遅れた一部の省や地域では、輸入代替戦略を採用し、当該地域の工業の基礎を築き、経済発展を促進しなければならないという戦略である。

になった。

対外企業進出投資案件の審査に関しては、審査手続の簡略化がはかられ、従来進出に際して課されていた条件、義務、負担が撤廃あるいは軽減され、投資案件の審査権限が重要度と規模に応じて下放され、一定以下の案件は地方の審査、いくらかは企業の自主決定に委ねられるようになった。また、社会主義市場経済の下、各種所有制企業は平等に対外投資に対して支持と奨励を享受できることとなった（中央企業などの対外投資に対しては国有資産管理との関連で別途より厳格な審査、管理、評価制度がある⁽⁷⁵⁾）。一方で、いくつかの審査・批准の範囲、監督、責任・義務などが拡大、強化された部分もある。例えば、国内企業が支配している国外企業の対外投資に対する審査・批准、「対外直接投資統計制度」（2002年）と「対外投資総合業績評価制度」（2003年）の整備による全体的状況の把握・管理・政策調整、対外投資に対する国家の年度検査（2003年開始、結果内容によって優遇あるいは制限が適用される）などである⁽⁷⁶⁾。

対外投資外貨管理は、外貨蓄積の急激な拡大の下で、上述したように、大幅に自由化されているが、この段階で、これまでの生産企業が主となって進められてきた対外直接投資という枠を超えた、新しい戦略的動きが出てきていることに触れておきたい。

中国は2007年6月時点で1兆3千3百億ドルという外貨準備をもつにいたっているが、今年に入ってから、外貨を運用する専門投資会社を設立することが話題に上っていた⁽⁷⁷⁾。財政部は6月総額1兆5千5百億元の特別国債を発行し、これを元手に中国人民銀行から約2,000億ドルの外貨を購入し、これを資本金として外貨運用会社（暫定的な仮称として“聯匯”と呼ばれている）を設立する計画を発表していた⁽⁷⁸⁾が、8月29日この内の6千億元（約800億ドル）の特別国債を発行したと発表した⁽⁷⁹⁾。中国はここ2年すでに金融会社に対外証券投資を認めており、この部面での“走出去”を進めているが、今回専門の外貨運用会社を設立したことは、中国の金融自体の“走出去”と、金融面からする“走出去”の推進が新しい段階に入ったことを示唆するもののように思われる。中国の外貨管理はこれまでの厳格な管理中心から、その積極的運用に軸足を移したといえる⁽⁸⁰⁾。この専門の外貨運用会社は外貨を積極的、効率的に運用することを目的とする国策会社であることは言うを俟たないが、その積極

(75) 湯碧「企業国際化的政策分析」、國務院發展研究中心企業研究所課題組著『中国企業国際化戦略』所収、人民出版社、2006年、388～393頁。

(76) 同上論文、同上書、2006年、366～367頁。

(77) 『日本経済新聞』2007年3月8日号、同3月10日号、日本国際貿易促進協会『交際貿易』2007年3月20日号。

(78) 『日本経済新聞』2007年3月28日号。

(79) 同上紙2007年8月30日号。中国はすでに2006年から一定の基準を満たす金融機関に対外投資を認める「適格国内機関投資家（QDII）」制度を設け、一部の銀行などの金融機関に債券などの確定利回り商品への投資を認可している（『日本経済新聞』2007年6月21日号）が、このところ、従来の銀行、保険会社のほかに、政府が管理する社会保険基金（同紙2006年12月1日号）、証券会社、投資信託会社にも海外証券投資を認めている（同紙2007年6月21日号、日本国際貿易促進協会『国際貿易』2007年6月26日号）。

(80) 国家外貨管理局は2007年8月13日「国内機構が経常項目の受取外貨を自ら留保することに関する通知」を公布し、即日実行した。従来前年度の経常取引による外貨収入の8割と外貨支出の合計した金額が上限であった。日本国際貿易促進協会は、「外貨預金口座の残高限度額の廃止…は、外貨準備が急増し元高圧力が高まる中、企業の自主性拡大と海外投資の奨励が目的とみられる」との判断を示している（日本国際貿易促進協会『国際貿易』2007年9月4日号）。『日本経済新聞』2007年8月14日号。

的運用のあり方によっては、すでに上段で述べてきた中国の進める国外資源開発合作、国内技術・製品・設備等の輸出と労務輸出に係わる国外生産型プロジェクト合作、インフラ建設プロジェクト合作、国外 R&D センター構築プロジェクト合作、企業の国際競争力の向上・国際市場の開拓を促進するための国外企業との合作、外国の先進的あるいは重要技術の獲得などで、資本参加、また場合によっては M&A といった形で、中国の全体的“走出去”戦略を積極的に推進するのに一定の役割を演ずるかもしれない。因に、2005年の対外直接投資進出では、国際的な M&A 進出方法によるものが総投資額の53%を占め⁽⁸¹⁾、2006年では国際的な M&A 進出方法によるものが全体の37%を占めている⁽⁸²⁾。

最後に、中国の対外投資の中できわめて大きな比重を占めている香港に対する管理について、若干触れておきたい。

2005年の対外投資総額122億6千万ドルのうち、香港に対する直接投資額は33億6千万ドルで、その割合は27.4%を占め、当年最も対外直接投資の大きかったケイマン諸島に次ぐ地位にある⁽⁸³⁾。2005年の直接投資累計投資残高572億ドルのうち香港に対する直接投資累計投資残高は365億1千万ドルに達し、その割合は63.8%を占める⁽⁸⁴⁾。

周知のように、中国と香港との間では2003年6月「中国と香港の経済緊密化協定（CEPA）」が締結され、2004年から同「協定」にもとづいて、財貨貿易とサービス貿易の自由化、貿易・投資の円滑化をはかることとした⁽⁸⁵⁾。この中の貿易・投資の円滑化の中には、8領域（通関の簡易化、電子商務、食品検疫、中小企業合作、産業合作、知的所有権の合作等）の合作強化が含まれているが、ここでは本稿との関連で重要な中国企業の香港への進出の審査・批准の緩和について概要をみてみたい。

この件については、2004年8月「内地企業の香港、マカオ特別行政区における投資企業創設審査・批准に関する規定」（「关于内地企業赴香港，澳門特別行政区投資開辦企業核准事項的規定」〈商務部、國務院香港澳門弁公室、2004年8月〉）が公布された。これによると、中国企業が香港へ進出する場合、以下のように審査・批准権限が下放され、審査内容も緩和された。

- ① 国家は内地の各種所有制企業の香港への投資による企業開設を奨励、支持する。
- ② 中国企業の香港における企業とは、当地の法人資格をもち、貿易、工事請負、労務合作、製造、交通・運輸、観光、サービス、研究・開発、投資、科学技術等の企業活動を行う企業、また、上述企業が香港あるいは他の国・地区に設立した企業が香港で設立した企業をいう。
- ③ 進出形態と方式は新設（独資、合弁、合作等）、買収、合併、株式取得、資本参加、株式交換のいずれの形でよい。
- ④ 審査機関は商務部であるが、省級人民政府商務行政主管部門が商務部の委託を受け、当該地区

(81) 王志楽主編『2007・走向世界的中国跨国公司』、中国経済出版社、2007年、74頁。

(82) 国家外匯管理局国際収支分析小組『2006年中国国際収支報告』、19頁（http://www.safe.gov.cn/model_safe/tjsj/pic/20070510184938381.pdf）。

(83) 2005年のケイマン諸島への直接投資金額は51億6千万ドル、バージン諸島へのそれは12億3千万ドル（第三位）である（『国際商報』2006年9月7日号）。両諸島への直接投資の意味と位置づけについては、拙稿「中国“走出去”戦略のもつ意味」、『広島経済大学創立40周年記念論文集』所収、2007年、289頁参照。

(84) 『国際商報』2006年9月7日号。

(85) 『中国外資』2007年7期、22～25頁、日本国際貿易促進協会『国際貿易』2003年7月1日号、同紙同年7月8日号、同紙同年7月15日号、同紙同年11月18日号。

の企業が香港に進出する場合の案件の第一次的審査あるいは批准を行う。批准に際して必要な場合、国務院香港澳門（マカオ）弁公室、中央政府香港駐在香港澳門（マカオ）連絡弁公室に意見を求めることができる。

- ⑤ 審査に際しては、中国の改革・開放と現代化、香港の発展と安定に役立つかが判断されることは当然のことながら、香港の有利な条件を利用して、中国の貿易の拡大、外資導入、先進技術と管理経験導入に役立つかが、香港と中国との経済技術合作に役立つかが判断される。
- ⑥ 進出企業は経営に対して自己責任である。
- ⑦ 中国企業のうち地方企業の香港進出企業が、国外間接取引業務に従事し、投資会社業務を行うような場合は、直接商務部の批准を要する。その他のものは商務部の委託を受けた省級人民政府商務行政主管部門が批准する。
- ⑧ 中国企業のうち中央企業の香港進出企業は商務部の批准を要する。
- ⑨ 企業は批准を受けた後は、批准証書と批准関連文書にもとづき、外貨、銀行、海関、外事の処理を行う。
- ⑩ 審査に必要とされる資料を大幅に減らす⁽⁸⁶⁾。

香港は歴史的に形成された国際ビジネス活動の集積が最も高いアジアにおける一大中心地としての地位にあり、世界のビジネス中心地とも緊密に結びついた独立した関税区である。また、香港は中国の領土の一部でもあるが、同時に特別行政区としての地位にある。この意味において、中国は一方を内地⁽⁸⁷⁾と呼び、これに対して香港を国内ではあるが特別な性格をもつ外地（外国概念ではない）ととらえている。中国は目下世界の経済のグローバリゼーションに合わせて、自国の経済のグローバリゼーションを推進していかなければならないという課題を背負った中で、上述の香港の世界的地位と機能を自国の経済のグローバリゼーションと結合することを狙っている。「中国と香港の経済緊密化協定（CEPA）」は、このことを考慮に入れて率先して香港の特別の役割を内地に引き込むと同時に、香港の特別の地位の中に内地経済活動の前線を築こうとしているものと筆者はみている。中国企業（内地企業）の要求の多くも重点はここにあり、香港側の要求とも合致している⁽⁸⁸⁾。したがって、中国企業の香港への進出は、他の国への進出と異なった進出の意味をもつ性格が強く、前線としての意味の強い進出を、他の国へ進出するケースとは異なった審査基準で行うことにしたものと判断される。各種所有制企業の香港への投資による企業開設の奨励と支持、それに向けた審査の簡便化は、香港を中国の経済のグローバリゼーション推進の前線構築へ向けての、従来に比べてぐっと踏み込んだ戦略的措置とみられる。中国企業の香港向け直接投資が特別大きな位置に立つ中心的背景はここにあると思われる。マカオについても事情は同様であろう。ケイマン諸島やバージン諸島、バミューダ諸島などへの投資が急速に増えているのも、香港の場合とは異なった理由をもつが、戦略的な特別の指向を反映したものであろう。

(86) http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/law_ch_info.jsp?docid=47974。

(87) 「中国と香港の経済緊密化協定」の中国語タイトルは「内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排」であり、「内地」の用語が使われている。上述の「規定」でも「内地企業」という用語を使っている。

(88) 『国際商報』2004年9月15日号、同紙同年同月16日号。香港側は一大国際ビジネスインフラ構築を目指すようである。

Steps for Relaxation of Controls and Encouragement toward a China's "Going Abroad" Strategy

Sachio Kataoka

Since 1997, China has earnestly taken the basic trends of economic globalization as the object to incorporate them into its world strategy, though China didn't exactly decide the "Reform and Opening up Policy" on the perspective of the economic globalization.

China considered it more useful for her economic development and raising its position in the world political economy to set China into the main stream of economic globalization as the basic trend within the world economy.

Economic globalization has twin aspects with a national economy ; inflow of foreign direct investment, portfolio investment, technology, labor and services, and outflow of them. This article focuses on the latter problems experienced by China. We can find some reasons in the background of China's strategic orientation, as follows ; China must secure its economic security for smooth economic development , whereas, a few main developed countries strengthen controls over basic resources and market share of the world within global economic competition, China has developed conditions to use comparative advantages in some sectors to set up China's direct investment enterprises abroad, thus increasing foreign currency reserves— an important factor , incurring frequent conflicts in exports, securing foreign technology by M&A.

Currently, China's foundation of political economy in "The Age of Peace and Development", "The Age of Economic Globalization," lays special emphasis on "The General Security Strategy" accountable not only to her own country's military security but also to its economic security for said economic development. The main point is to strengthen global economic relations by economic cooperation—the latter aspects of economic globalization mentioned above.

This article analyzes steps for the relaxation of controls over China's enterprise activities overseas, the relaxation of foreign exchange controls, and the encouragement for China's enterprises going abroad to study its rapid progress of said strategy .

Lastly, it refers to Hong Kong's vanguard position in a China's "Going Abroad." Strategy.